

1. 障害程度等級表

級別	免疫機能障害
1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの

2. 障害程度等級表解説

(1) 13歳以上の者の場合

ア 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ l以下で、次の項目（a～l）のうち6項目以上が認められるもの。

a 白血球数について3,000/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く

b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く

c 血小板数について10万/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く

d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く

e 一日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある

f 健常時に比し10%以上の体重減少がある

g 月に7日以上の変動発熱（38℃以上）が2か月以上続く

h

一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある

i 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある

j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある

k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である

l 軽作業を越える作業の回避が必要である

(イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

イ 等級表2級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ l以下で、アの項目（a～l）のうち3項目以上が認められるもの。

(イ) エイズ発症の既往があり、アの項目（a～l）のうち3項目以上が認められるもの。

(ロ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、アの項目（a～l）のうちaからdまでの1つを含む6項目以上が認められるもの。

ウ 等級表3級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/ μl 以下で、アの項目（a～l）のうち3項目以上が認められるもの。

(イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、アの項目（a～l）のうちaからdまでの1つを含む4項目以上が認められるもの。

エ 等級表4級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/ μl 以下で、アの項目（a～l）のうち1項目以上が認められるもの。

(イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、アの項目（a～l）のうちaからdまでの1つを含む2項目以上が認められるもの。

(2) 13歳未満の者の場合

ア 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生労働省エイズ動向委員会、2007）が採択した指標疾患のうち1項目以上が認められるもの。

イ 等級表2級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次の項目（a～r）のうち1項目以上が認められるもの。

a 30日以上続く好中球減少症（ $<1,000/\mu\text{l}$ ）

b 30日以上続く貧血（ $<\text{Hb } 8\text{g/dl}$ ）

c 30日以上続く血小板減少症（ $<100,000/\mu\text{l}$ ）

d 1か月以上続く発熱

e 反復性又は慢性の下痢

f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染

g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎

h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症

i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症

j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）

k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹

l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回）

m ノカルジア症

n 播種性水痘

o 肝炎

p 心筋症

q 平滑筋肉腫症

r HIV腎症

(イ) 次の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの。

免疫学的分類	児の年齢		
	1歳未満	1～6歳未満	6～13歳未満
正 常	$\geq 1,500/\mu\ell$ $\geq 25\%$	$\geq 1,000/\mu\ell$ $\geq 25\%$	$\geq 500/\mu\ell$ $\geq 25\%$
中 等 度 低 下	750～1,499/ $\mu\ell$ 15～24%	500～999/ $\mu\ell$ 15～24%	200～499/ $\mu\ell$ 15～24%
重 度 低 下	$< 750/\mu\ell$ $< 15\%$	$< 500/\mu\ell$ $< 15\%$	$< 200/\mu\ell$ $< 15\%$

ウ 等級表3級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次の項目（a～h）のうち2項目以上が認められるもの。

- a リンパ節腫脹（2カ所以上で0.5 cm以上。対称性は1カ所とみなす）
- b 肝腫大
- c 脾腫大
- d 皮膚炎
- e 耳下腺炎
- f 反復性又は持続性の上気道感染
- g 反復性又は持続性の副鼻腔炎
- h 反復性又は持続性の中耳炎

(イ) イの(イ)の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。

エ 等級表4級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、ウの項目（a～h）のうち1項目以上が認められるもの。

3. 疑義解釈

質 疑	回 答
1. 認定基準において、各等級を規定している各種の検査数値は、治療前の数値を用いるのか、あるいは治療開始後の数値を用いるのか。仮に、検査数値が認定基準に合致していたものが、治療が奏功して基準を満たさなくなった場合は、治療をしていなければ明らかに認定されたとの判断により、認定してかまわないか。	一般的に、身体障害認定基準においては、治療の有無にかかわらず、申請のあった時点での直近の所見や検査数値を用いること、を想定している。 ただし、すでに抗 HIV 治療が開始されている者については、治療開始前の検査数値をもって認定して差し支えないが、治療をしなかった場合を想定して認定することは適当ではない。

質 疑	回 答
<p>2. 認定基準の「13 歳以上の場合」の1級の規程文中、</p> <p>ア. 「4 週間以上の間隔をおいた検査において2回以上続く」とは、どのように解するのか。特に、一般的に毎月同じ曜日の外来日を指定されて受診している場合は、日数的な間隔は常に27日間しか空かないこととなるが、これを4週間と解して取り扱ってかまわないか。</p> <p>イ. 同様に「月に7日以上・・・」とはどのように解するのか。</p> <p>ウ. 強い倦怠感、易疲労、嘔吐、下痢などの項目は、どのように確認するのか。</p>	<p>ア. 検査値が、当該基準値を下回る（又は上回る）状態が持続することを確認するための規定であり、これによって免疫機能の障害を評価することを想定している。</p> <p>また、毎月1回、曜日を決めて受診しているような場合は、27日間であっても4週間と見なすことは可能である。</p> <p>イ. 外来診察時又は入院回診時、自宅での療養時等において、38度以上の発熱があったことが診療記録等に正確に記載されており、このような状態が連続する30日の間に7日以上（連続している必要はない）確認できるということを想定している。</p> <p>ウ. イと同様に、診療記録の記載から確認されたい。そのためにも、平素からこれらの症状について、継続的に記録を取っておくことが必要である。</p>
<p>3. 認定基準における年齢区分の使い分けについて、</p> <p>ア. 診断書の「13歳以上用」と「13歳未満用」を使い分ける年齢は、診断書の作成時点での満年齢と考えてよいか。</p> <p>イ. 認定基準の「13歳未満の者の場合」の免疫学的分類においても、診断書の作成時点の満年齢と考えてよいか。また、この免疫学的区分は年齢によって3区分に分けられているが、対象者の成長に伴って、年齢区分を超えるたびに診断書を作成し、再認定をすることになるのか。</p> <p>4. 認定基準の「13歳未満の者の場合」の免疫学的分類において、年齢によって3つに区分されているが、この区分はどのような考え方によるものか。また、「CD4</p>	<p>ア、イともに、年齢区分の使い分けは、診断書の作成時の満年齢ではなく、臨床症状や検査数値が認定基準に合致した日の満年齢をもって取り扱うことが適当である。</p> <p>また、免疫学的区分については、成長の過程で障害程度の変化がある場合は、その時点での区分で再認定することとなるが、変化がない場合は、年齢区分を超えるたびに新たに診断書の作成を要することを想定したものではない。</p> <p>認定基準における免疫学的分類は、アメリカのCDC（防疫センター）の分類を採用したものである。また、「CD4陽性Tリンパ球数」による分類と、「全リンパ球に対す</p>

質 疑	回 答
<p>陽性Tリンパ球数」による分類と、「全リンパ球に対する割合」による分類とで区分が異なった場合は、どちらの数値で認定するのか。</p> <p>5. 認定要領の1の(2)の「ア 13歳以上の場合」の(ウ)の規定文中、白血球数、Hb量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス RNA量の測定値に関して、「検査の時期は、互いに一致している必要はなく、これまでの最低値とする。」とは、どのような意味であるか。</p> <p>6. 認定基準の「13歳以上の場合」の2級の規程文中の(ウ)、「アの項目(a～1)のうちaからdまでの1つを含む6項目以上」というように、aからdまでの項目が重要視されているのはなぜか。また、項目fの「健常時に比し10%以上の体重減少」との規定においては、成長期の体重増加に対する配慮はないのか。</p> <p>7. 認定基準の「13歳未満の場合」のウの(ア)のa～hの判定は、診断書作成医の判断で記載してかまわないのか。</p>	<p>る割合」による分類とで区分が異なる場合は、検査数値の信憑性を確認した上で、より重度の区分に該当する方の数値をもって等級判定することが適当である。</p> <p>各検査における数値が、それぞれ異なる検査日における数値であって、かつ、同一検査において複数の検査数値が得られている場合には、最も状態の悪い時点での検査数値(最低値)をもって判定することを想定している。</p> <p>ただし、各検査の実施日がどの程度空いても有効であるかは、日常生活活動の制限の状況を判断している時期などを参考に、診断書作成医の常識的な判断に委ねられるものである。</p> <p>aからdまでの項目は、医療機器による測定数値として、高い客観性をもっていることによる。このため、該当項目数が同じであっても、aからdに該当する項目が含まれていない場合には、下位の等級に認定される場合が考えられる。</p> <p>また、「10%以上の減少」の計算にあたっては、成長期における観察期間において、成長の影響が明らかに大きいと判断される場合は、同世代の健常者の身長、体重の増加率を参考に、「体重の減少率」の判断に反映することは適当と言える。</p> <p>肝腫大、脾腫大、皮膚炎、上気道感染等の所見の基準はあえて示していない。</p> <p>これは、診断書作成医が、これらの所見に対する一般的な診断基準によって、それぞれの所見に基づく障害程度の判定をすることを想定している。</p>

質 疑	回 答
<p>8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱ってよいか。</p>	<p>抗 HIV 療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものとする。</p>